

12月22日からの暴風雪等による被害状況等（第3報）

令和4年12月24日（土） 8時00分時点
北海道総務部危機対策局危機対策課
連絡先：災害対策係（ダイヤル） 011-204-5900

※これは速報値であり、数値等は今後変わることがあります。

1 気象警報等の発表状況

- ・暴風雪警報：宗谷（北部、利尻・礼文、南部）
- ・大雪警報：オホーツク（北見地方、紋別北部、紋別南部、網走南部）、宗谷（南部）、上川（北部、中部）、留萌北部
- ・波浪警報：根室（南部）、釧路（南東部、南西部）、宗谷（南部）、オホーツク（紋別北部、紋別南部、網走西部、網走東部）
後志（西部）、渡島（西部）、檜山（北部、南部、奥尻島）
- ・高潮警報：根室（北部、中部、南部）、釧路（南東部）

※最大瞬間風速 えりも岬 46.4m/s（統計開始以来の12月の1位の値）

根室市 31.4m/s、稚内市 30.3m/s

24時間降雪量 遠軽町白滝 90cm、音威子府村音威子府 82cm、滝上町滝上 81cm（23日7時）

（白滝、音威子府は統計開始以来の12月の1位の値）

2 被害状況

(1) 人的被害 : 報告なし ※美唄市（調査中1）

(2) 住家被害 : 一部損壊 20（稚内市 6、礼文町 14）※屋根の一部剥離等

(3) 非住家被害 : 一部損壊 13（稚内市 9、礼文町 4）※屋根の一部剥離等

倒壊 2（美深町 1）※農業倉庫が倒壊

（下川町 1）※牛舎が倒壊

(4) その他被害 : 調査中

(5) 避難等の状況 : 別紙の通り

(6) ライフライン

① 国 道 : 4路線 4区間（39、273、~~274~~、~~237~~、~~38~~、~~244~~、333、242）

② 道 道 : 16路線 19区間（656、137、1038、339、111、~~108~~、~~105~~、~~856~~、~~303~~、712、~~85~~、88、102、785、86、49、60、468、146、~~123~~、553、~~319~~、~~31~~、39、137）

③ 高速道路 : 2路線 2区間

④ J R : 12/22 運休 特急 9本、快速・普通 42本

12/23 運休 特急 36本、快速・普通 124本

12/24 運休 特急 15本、快速・普通 63本

⑤ 航空機 : 12/22 欠航 新千歳空港 18便、釧路空港 2便、函館空港 2便、丘珠空港 4便

12/23 欠航 新千歳空港 29便、釧路空港 8便、函館空港 5便、丘珠空港 8便、帯広空港 4便、稚内空港 6便、中標津空港 4便、紋別空港 2便、利尻空港 2便

12/24 欠航 確認中

⑥ 停 電 : 全道 約 18,590 戸

（主なもの）礼文町 約 0 戸（最大 約 1,170 戸）、えりも町 約 0 戸（最大 約 3,900 戸）、浦河町 約 20 戸（最大 約 390 戸）、雄武町 約 1,560 戸（最大 約 2,960 戸）、帯広市 約 20 戸（最大 約 550 戸）、厚岸町 約 0 戸（最大 約 400 戸）、枝幸町 約 110 戸（最大 約 620 戸）、大樹町 約 100 戸（最大 約 340 戸）、別海町 約 10 戸（約 500 戸）、紋別市 約 13,330 戸、興部町 約 2,510 戸、湧別町 約 700 戸（最大 約 5,380 戸）

⑦ 水 道 : 断水なし

- (7) 休校の状況：12/22 臨時休校2校（新十津川町 公立高1、帯広市 公立高1）
12/23 臨時休校 173校（公立小 95、公立中 44、公立高 25、その他 9）

3 災害救助法の適用

12/23 22:00 国との協議により道が適用を決定
適用市町 2市8町
（北見市、紋別市、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、遠軽町、湧別町、興部町、雄武町）

4 自衛隊災害派遣要請等

12/23 22:36 北海道知事から陸上自衛隊第2師団長に対し災害派遣要請
派遣区域：紋別市 要請内容：ストーブ、発電機、燃料等の無償貸与及び管理支援

5 道の体制

北海道：本	庁	第1非常配備（22日11時03分～23日13時00分） 災害対策連絡本部（23日13時00分～ <u>23日22時00分</u> ） <u>災害対策本部（23日22時00分～）</u>
	関係振興局	第1非常配備（22日11時03分～23日13時00分） 災害対策地方連絡本部（23日13時00分～） [上川、十勝、釧路、根室]
	日高振興局	北海道災害対策日高地方連絡本部（23日08時45分～ ）
	宗谷総合振興局	北海道災害対策宗谷地方連絡本部（22日14時55分～ <u>23日22時00分</u> ） <u>北海道災害対策宗谷地方本部（23日22時00分～）</u>
	林-ツク総合振興局	<u>北海道災害対策林-ツク地方本部（23日22時00分～）</u>
	東京事務所	北海道災害対策東京地方連絡本部（23日13時00分～ <u>23日22時00分</u> ） <u>北海道災害対策東京地方本部（23日22時00分～）</u>

6 会議の開催

12/23 15:00 災害対策連絡本部員会議
12/23 22:00 大規模停電に伴う各部代表者緊急会議
12/24 11:00 災害対策本部員会議

7 道からのリエゾン派遣

12/23 オホーツク総合振興局から紋別市へ派遣 3名
12/24 宗谷総合振興局から枝幸町へ派遣 2名

8 市町村の体制（災害対策本部設置状況）

中札内村	災害対策本部	（22日17時00分～23日13時00分）
雄武町	災害対策本部	（23日08時40分～ ）
えりも町	災害対策本部	（23日08時45分～ ）
紋別市	災害対策本部	（23日16時35分～ ）

避難所開設（閉鎖）・避難者数の状況

振興局	市町村	避難所	開設	閉鎖	避難者数	最大避難者数	
日高	えりも町	林業総合センター	12/23 10:00	12/23 15:00	0人	0人	
		東洋生活館	12/23 11:45		2人	2人	
		庶野生活館	12/23 16:00	12/23 19:00	0人	0人	
十勝	新得町	新得消防署	12/22 17:00	12/22 21:00	0人	0人	
	大樹町	歴舟コミュニティセンター	12/23 09:05	12/23 22:00	0人	0人	
		尾田コミュニティセンター	12/23 09:05	12/23 22:00	0人	0人	
		生花行政区会館	12/23 09:05	12/23 10:40	0人	1人	
		晩成行政区会館	12/23 09:05	12/23 10:40	0人	0人	
		大樹町生涯学習センター	12/23 09:05	12/23 22:00	0人	0人	
		石坂行政区会館	12/23 10:40	12/23 20:00	0人	0人	
		中島コミュニティセンター	12/23 10:40	12/23 22:00	0人	0人	
	芽室町	芽室南地区コミュニティセンター	12/23 09:30	12/24 06:00	0人	0人	
オホーツク	雄武町	幌内歴史と生活の家	12/23 10:02		0人	1人	
		音稲府地域住民センター	12/23 09:25		8人	10人	
		沢木住民センター	12/23 09:30		3人	5人	
		雄武町民センター	12/23 16:00		17人	20人	
		雄武町地域交流センター	12/23 16:00		3人	9人	
		かぜのご児童センター	12/23 18:00		1人	2人	
	紋別市	渚滑市民センター	12/23 18:40		4人	22人	
		上渚滑支所	12/23 18:33		0人	11人	
		沼の上生活改善センター	12/23 19:00		0人	0人	
		スポーツセンター	12/23 19:15		14人	60人	
		紋別小学校	12/23 22:50		0人	11人	
		潮見小学校	12/23 19:55		20人	40人	
		藻別生活改善センター	12/23 19:51		0人	0人	
		中渚滑多目的研修センター	12/23 19:40		0人	0人	
		小向生活改善センター	12/23 19:30		0人	0人	
		宇津々担い手研修センター	12/23 20:55		0人	0人	
	湧別町	上湧別コミュニティセンター	12/23 17:35		13人	13人	
		上湧別文化交流センター	12/23 17:35		2人	2人	
		湧別町保健福祉センター	12/23 17:35		4人	4人	
		芭露畜産研修センター	12/23 17:35		1人	1人	
	興部町	さるる公民館	12/23 18:00		15人	15人	
		興部中学校	12/23 18:00		35人	35人	
		福祉保健総合センターきらり	12/23 18:00		0人	0人	
	清里町	町民会館	12/23 20:62	12/24 06:25	0人	0人	
	計 最大_9町		最大 避難所 36			142人	264人

災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和4年12月22日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は2市8町に災害救助法の適用を決定した。

2 災害救助法適用市町

北見市、紋別市、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、遠軽町、湧別町、興部町、雄武町

3 法適用日

令和4年12月23日

4 被害の状況等

令和4年12月22日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

5 今までにとられた措置

避難所の設置等

6 適用条項

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

7 災害救助法適用の効果

各市町村が実施する救助法に基づく応急救助（避難所の設置、食品の給与、住宅の応急修理、被災世帯への生活必需品の給与、死体捜索等）に要する費用について、国と道が負担する。

北海道告示第11540号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号の規定により、令和4年12月22日からの大雪による災害に関し、同月23日、北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町及び紋別郡雄武町の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する区域として指定した。

令和4年12月23日

北海道知事 鈴木 直道